議事日程(開会日) 令和3年3月1日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 行政報告について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和2年度三 重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第8号)について)
- 日程第 6 議案第 1号 令和2年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第9 号)について
- 日程第 7 議案第 2号 令和2年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補 正予算(第3号)について
- 日程第 8 議案第 3号 令和2年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第3号)について
- 日程第 9 議案第 4号 令和2年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予 算(第3号)について
- 日程第10 議案第 5号 令和2年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計補正予 算(第1号)について
- 日程第11 議案第 6号 令和2年度三重県桑名郡木曽岬町農業集落排水事業特別会 計補正予算(第2号)について
- 日程第12 議案第 7号 令和2年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会計 補正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第 8号 令和2年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計補正予算 (第2号) について
- 日程第14 議案第 9号 木曽岬町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 木曽岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課 税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第17 議案第12号 木曽岬町立輪心乃里の設置及び管理に関する条例の全部を 改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 木曽岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい て
- 日程第19 議案第14号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について

- 日程第20 議案第15号 令和3年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算について
- 日程第22 議案第17号 令和3年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計
- 予算について
- 日程第23 議案第18号 令和3年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算に ついて
- 日程第24 議案第19号 令和3年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計予算について
- 日程第25 議案第20号 令和3年度三重県桑名郡木曽岬町農業集落排水事業特別会 計予算について
- 日程第26 議案第21号 令和3年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会計 予算について
- 日程第27 議案第22号 令和3年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計予算について
- 日程第28 議案第23号 木曽岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例 の制定について
- 日程第29 議案第24号 木曽岬町道の路線認定について
- 日程第30 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1 番	古	村	護	君	2 番	鎌	田	鷹	介	君
3番	加	藤	眞 人	君	5番	伊	藤		守	君
6番	服	部	芙二夫	君	7番	三	輪	_	雅	君
8 悉	由	Ш	和子	君	9番	毌	蔝	加工	尵	君

欠席議員(0名)

議場出席説明者

町		長	加	藤		隆	君	副	田	Ţ	長	森		清	秀	君
教育	Ĩ	長	Щ	北		哲	君	総系	务政	策 課	長	小	島	裕	紹	君
総務政策	課副参	豪事	中	Щ	重	徳	君	危榜	幾 管	理課	長	伊	藤	雅	人	君
会計管	曾 理	者	Щ	田	克	己	君	産	業	課	長	多	賀	達	人	君
建設	課	長	内	Щ	幸	治	君	住	民	課	長	伊	藤	正	典	君
福祉健	康課	: 長	松	本		大	君	税	務	課	長	藤	井	光	利	君
数 音	詚	長	里	Ħ	和	引	君									

事務局出席職員

事務局長 平 松 孝 浩 議会事務局 渡 辺 千 智

午前 9時 0分開会

○議長(服部英二夫君) 皆様、改めまして、おはようございます。

本日は、令和3年第1回木曽岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、諸般何かと御多用のところ、御出席賜り、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても御出席いただきありがとうございます。

今期定例会に執行部より提出されます議案は、専決処分の承認、令和2年度各会計補正予算案、条例の制定案、令和3年度の一般会計及び特別会計の予算案並びに人事案など、いずれも重要な案件が提出されており、その詳細については後ほど執行部より説明がなされると存じますが、議員の皆様方におかれましては、住民の負託に応えるべく、十分な御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。また、議会運営には格段の御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、議会は成立 します。

それでは、ただいまより令和3年第1回木曽岬町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(服部美二夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

2番議席、鎌田鷹介君、3番議席、加藤眞人議員の御両名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長(服部芙二夫君) 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る2月25日に議会運営委員会が開催され、今期定例会の議会運営などについて審査 をいただいていますので、議会運営委員長より委員会の審査経過報告をお願いします。

- 〇3番(加藤眞人君) 議長、3番。
- 〇議長(服部芙二夫君) 3番議席、加藤眞人委員長。
- ○3番(加藤眞人君) 皆様、おはようございます。

議会運営委員会の御報告をさせていただきます。

去る2月25日午前9時より議会運営委員会を開催し、委員4名の出席をいただくとと もに、地方自治法、議会運営委員会規定等に基づき、議長の出席を求め、執行部より町長 及び副町長並びに担当課長の出席の下に、令和3年第1回木曽岬町議会定例会における日 程及び付議事件等についての協議をいたしましたので、その審査の経過と結果を御報告いた たします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と提出される議案の大綱について説明を受け、次に、担当課長より議案の概要説明を受け、審査に入りました。説明を受けた議案の内容の報告は割愛させていただきますが、本定例会開会日の提出議案は、専決処分の承認が1件、令和2年度町一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案8件、条例の制定及び一部改正案等の7件、令和3年度町一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算案8件、路線認定案件1件、諮問案件1件を合わせて26件であります。これらの議案について内容を十分に審査した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識し、全てを今期定例会で審議する議案として承認することといたしました。

次に、本定例会の会期日程についての審査では、先ほど申しました審議対象議案の状況 及び委員会の審査日程を考慮し、会期は本日1日から16日までの16日間とし、十分な 審議を尽くしていただくことで承認いたしました。

なお、会期日程の審査には、会期を本日から18日までの18日間とする申入れが中川 議員より提出されておりましたので、このことを含めて審査を行い、採決により会期の決 定をいたしました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、本日、開会日の日程は、議長からの諸般の報告の後、加藤町長より行政報告を行っていただくこととしております。この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、承認第1号を上程いただき、町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、委員会への付託は省略し、討論、採決を行っていただきます。

次に、議案第1号から議案第23号までの23議案を一括上程していただき、加藤町長に提案理由の説明を行っていただきます。その後、上程議案は委員会の付託を予定しておりますので、上程議案に対する大綱的な総括質疑を行い、所管するそれぞれの常任委員会に議案を付託し、審査していただくことと決定しました。

次に、議案第24号を上程いただき、町長より提案理由説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、委員会への付託は省略し、討論、採決を行っていただきます。

次に、諮問第1号を上程し、町長より提案理由と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、討論、採決を行っていただきますが、ただし、人事案件につき討論は省略させていただくこととしました。

以上で令和3年第1回定例会の開会日の本会議は散会としていただきます。

なお、議案説明会を本日の定例会散会後に第1委員会室にて行い、説明の時間が不足する場合は明日2日午前9時から引き続き行うことといたしておりますので、御報告させていただきます。

また、各常任委員会の日程は既に配付させていただきました日程のとおり、教育民生常任委員会は3月5日午前9時から、総務建設常任委員会は3月9日午前9時から、それぞれ開催することといたしました。

次に、定例会再開日は3月12日午前9時より再開し、最初に一般質問を行っていただきます。一般質問の通告は5名の方が通告されており、この一般質問の取扱いを審査しましたところ、それぞれ受付順に質問し、答弁をいただくことといたしました。

なお、発言は町の議会関係例規に基づいて行っていただきますので、よろしくお願いい たします。

この一般質問を終えた後、議案第1号から議案第23号までの23議案を一括上程していただき、各常任委員会での付託議案の審査経過と結果に関する委員長報告を行っていただきまして、その後に、それぞれの報告に対する質疑を行います。

以上をもって本会議は散会としていただきます。

なお、本会議終了後に議場にて議案質疑会を予定しております。

次に、定例会閉会日は3月16日午前9時より再開し、議案第1号から議案第23号までの23議案を一括上程していただき、討論を行っていただきます。なお、議案に対する 討論は一括討論とさせていただきますが、議案採決につきましては、それぞれ1議案ごと に行っていただきます。

最後に、議会運営委員会の議会広報常任委員会からの申出がありますが、それぞれの委員会において閉会中でも議会日程等の審議や議会広報編集・調査ができるように、閉会中の継続調査の申出を上程し、採決を行っていただく予定としております。

以上の審議の終了をもって閉会宣告していただき、令和3年第1回木曽岬町議会定例会 は閉会とされます。

なお、常任委員会ごとに委員会所管事項の全般について、幹部職員との意見交換の時間 を設けていただくことで了解いただきましたことを併せて御報告申し上げます。

以上、議会運営委員会の審議結果報告とさせていただきます。

令和3年3月1日、議会運営委員長、加藤眞人。

○議長(服部美二夫君) ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日の審査、御苦労さまでした。

皆様にお諮りします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より本日から3月16日までの16日間とする旨の報告がございました。よって、今期定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から3月16日までの16日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(服部芙二夫君) 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月16日までの16日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長(服部英二夫君) 日程第3、諸般の報告を私からさせていただきます。

諸般の報告を申し上げます。

初めに、三重県町村議会議長会の関係では、11月16日に三重県町村会創立100周年記念式典が開催され、出席をさせていただきました。また、11月25日には、第64回町村議会議長会全国大会への出席を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、北勢5町議会議長とも相談し、欠席することとしました。

さらに、1月12日、2月12日に理事会に出席して、令和3年度議長会の事業計画及び予算案の承認、また、副会長、監査委員が選任されました。

桑名広域清掃事業組合議会関係では、1月18日に第1回臨時会が開催され、私が副議長に選任されました。2月3日に第1回定例会が開催され、令和3年度一般会計予算、令和3年度ごみ処理施設整備事業特別会計予算、令和2年度補正予算の議案が提出され、可決しました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会関係では、11月18日、令和2年第2回定例会が開催され、私が副議長に選任されました。また、2月15日に令和3年第1回定例会が開催され、令和3年度一般会計及び特別会計予算や条例改正等が提出され、全て可決しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告について

- ○議長(服部英二夫君) 次に、日程第4、行政報告についてを議題とします。 加藤町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。
- 〇町長(加藤 降君) 議長。
- 〇議長(服部芙二夫君) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆君)** 改めて、皆さん、おはようございます。

3月に入りまして、このところ、日ごとに日差しが和らいでまいりまして、一段と春めいてまいりました。

本日は、令和3年第1回の町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には全員御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。今期定例会には執行部より、承認案件1件、令和2年度各会計の補正予算8件、条例制定及び改正案7件、令和3年度の各会計の当初予算8件、道路認定ほか2件など、合せて26議案を提出させていただきました。いずれも重要な案件でございます。何とぞ慎重審議を尽くしていただきますようにお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせて いただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の防止対策に関しての最近の動きと、今後のワクチン

接種の状況等について報告をさせていただきます。

令和3年の年明け以降、三重県下の中でも北勢地域での感染が拡大し、病床が逼迫してきたことから、1月13日、桑名市長をはじめとする北勢の各市・町長と共に鈴木知事に対して、医療体制の確保、病床の拡充、そして、支援体制の強化についての緊急要望活動をさせていただきました。その後、1月14日には、三重県独自の緊急警戒宣言が発令され、全県民に向けて感染防止対策の徹底が要請され、今なお継続している状況にございます。また、2月2日には、時短営業を求め、経済支援を実施している桑名市、四日市市、鈴鹿市の3市以外の市町で収益が減少している飲食店に対しての経済支援対策の実施を求めるため、市長会の正副会長と町村会の正副会長が代表いたしまして、鈴木知事に対して緊急要望活動を行い、県内全域の飲食店などを対象に、一律30万円を給付する支援金が創設されるに至ったところでございます。

このような状況の中、現在、町といたしましても最も注力しておりますのは、ワクチン接種の体制確保についてでございます。現在、新型コロナウイルスワクチン接種事業計画の案を作成しておりまして、2月中旬から医療従事者への先行接種が始まりました。3月の中下旬には医療従事者などへの優先接種を、また、4月からは、住民向けのワクチン接種を開始する予定といたしております。この接種体制につきましては、コンパクトな本町の特徴を生かしました木曽岬町モデルとして、65歳以上の高齢者の方に対するワクチン接種を町内2つの医療機関を軸に、個別接種のみで実施することとしております。

なお、国からは、6月末までに高齢者全員が2回接種する分のワクチンを各自治体へ供給するという方針が示されております。その後に予定されている65歳未満の対象者につきましては、対象者数を考慮した上で、ワクチン接種が円滑に実施できるよう、集団接種の開設も含めて実施体制を検討し、整備を進めているところでございます。

まだまだ不確定な要素が多い状況ではございますが、町といたしましては、迅速かつ適切に接種を開始することができるよう必要な執行体制を確保するとともに、地域の医療関係団体や三重県と連携いたしまして、早期に実施体制の構築をしていきたいと考えておりますし、併せて、町民の皆様からの問合せにいち早くお答えできるよう、相談体制の確保にも努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解と御協力を賜りたいと考えているところでございます。感染拡大が終息し、1日でも早く皆様が安心して暮らすことができるように、切に願うところでございます。

次に、県道木曽岬弥富停車場線バイパスについてでございます。

平成28年度から着手した本工事は、接続する町道雁ヶ地・福崎線と併せまして、去る2月16日に開通をいたしました。これにより木曽岬干拓地から国道23号線へのアクセスが向上することから、物流機能の向上による地域の活性化が見込まれるとともに、国道23号線との交差点が完成したことによりまして、都市計画マスタープランに掲げております町の中央玄関口としての機能が形成されることとなります。なお、本バイパスがさら

に北へ延伸され現県道と接続された折には、本町を南北に縦断する道路が完成し、国道1号から役場庁舎、そして、国道23号の中央玄関口、さらには木曽岬干拓地など、町の主要な拠点を連絡する地域幹線交通軸として位置づけられ、町を東西に横断する国道23号線と併せまして、広域交通の軸として機能することで町の活性化につながることが期待できることから、早期に延伸されるよう、今後とも引き続き精力的に三重県に働きかけを行っていきたいと考えているところでございます。

次に、ふれあいの里についてでございますが、昨年の9月に着工いたしました社会福祉施設改修工事は、本年の2月26日に完成をし、施設名称もふれあいの里と命名されることとなりました。現在は、社会福祉協議会事務所などの移転準備を行っているところでございますが、4月からは、社会福祉協議会において、介護予防の通所型老人デイサービスふれあいサロンなどの既存事業に加えまして、地域交流事業の拠点施設とするために、地域福祉の充実と強化を目的とした子どもさんから高齢者までの世代間交流事業や健康予防教室、みんなで食堂など、様々なニーズを考慮した新規事業などが幅広く展開され、健康的に過ごせる空間づくりに努めていくこととなりますので、多くの町民の皆様にぜひ御利用いただきたいと考えているところでございます。

最後に、木曽岬干拓地の利用計画についてでございます。

昨年12月に開催されました第7回の木曽岬干拓地土地利用検討協議会では、伊勢湾岸道路南側の都市的土地利用の開始までに通算で25年かかるとされていたものを、運動広場としての利用形態から建設発生土のストックヤードとしての利用形態へと変更することによりまして、通算10年で都市的土地利用が可能となるようにしたいとの提案がなされました。木曽岬町としては、これまで再三にわたって提案してきた事業期間の短縮がようやく実現に向け動き出したことに対して、評価をいたしているところでございます。今後も、三重県並びに桑名市さんとより一層の連携を図っていきたいと考えておりますし、併せて、三重県からは、伊勢湾岸自動車道の北側、第3期、第4期の分譲につきましても、令和4年度から開始となっていたものを前倒しして、令和3年度から募集が開始できるよう準備を進めているとの報告も受けておりますので、この辺りのことが確定した際には、改めて皆様方に御説明をさせていただきたいと考えております。

なお、当該地区は、工業系の地区計画で分譲し企業誘致を進めていることから、県の地域連携部と協議の上、地区の名称を木曽岬新輪工業団地として、今後さらにポテンシャルの高い魅力を発信し、積極的にアピールしていきたいと考えているところでございます。

以上のことを申し上げまして、今期定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。

○議長(服部芙二夫君) 加藤町長の行政報告が終わりました。

それでは、これより議事に入ります。

日程第5 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて (令和2年度三重県桑 名郡木曽岬町一般会計補正予算 (第8号) について) 〇議長(服部芙二夫君) 日程第5、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて(令和2年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第8号)について)の議案を上程し、これを議題とします。

それでは、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

- 〇町長(加藤 隆君) 議長。
- 〇議長(服部芙二夫君) 加藤町長。
- ○町長(加藤 隆君) それでは、ただいま上程を賜りました日程5、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて(令和2年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第8号)について)の提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算は、既決予算額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加いたしまして、予算総額を42億8,800万円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症の発生に対処するため、ワクチンが実用化された場合に速やかに接種が可能となるよう、接種体制を整えるために必要な経費を計上しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(服部英二夫君) 加藤町長の提案理由説明が終わりました。 続いて、事務当局の詳細説明を求めます。
- 〇総務政策課長(小島裕紹君) 議長。
- 〇議長(服部芙二夫君) 小島総務政策課長。
- ○総務政策課長(小島裕紹君) それでは、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて(令和2年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第8号)について)でございます。

令和3年2月10日、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるというものでございます。

下段、提案理由でございます。

迅速な新型コロナウイルスワクチン接種の実施に向けた体制を構築するために、三重県 桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第8号)を地方自治法第179条第1項の規定により 専決処分したので、同法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める必 要があるというものでございます。

1枚めくっていただきますと、専決処分書、さらにおめくりいただきますと、補正予算書を添付させていただいておりますので、補正予算書の表紙と目次を跳ねていただきまして、1ページをお願いいたします。

令和2年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第8号)。

令和2年度三重県桑名郡木曽岬町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところ

によるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加いたしまして、 予算の総額を42億8,800万円とするものでございます。

第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

このたび補正予算の区分ごとの金額につきましては、歳入では、14款国庫支出金、2項国庫補助金において、また、歳出では、4款衛生費、1項保健衛生費におきましてそれぞれ所要の補正をお願いするもので、その総額は、既決予算額に2,000万円を追加いたしまして、補正後の予算額を42億8,800万円とするものでございます。

次に、補正予算に関する説明書によりまして、予算の内容について説明を申し上げます。 歳入から説明をさせていただきますので、5ページ、6ページをお願いいたします。

○福祉健康課長(松本 大君) それでは、説明させていただきます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金では、2,000万円を追加するものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金としまして、接種体制の確保に必要な事務費に係る補助金を受け入れるものでございます。

7ページ、8ページへお願いします。

こちらは割愛していただいて、9ページ、10ページをお願いします。

歳出について説明させていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費では、2,000万円を追加するものでございます。1節報酬から8節旅費までについては、ワクチン接種の事務補助としまして、会計年度任用職員1名を本年3月から来年3月までの期間の雇用に要する経費を追加補正させていただくものでございます。

- 10節需用費は、主に集団接種会場を開設した場合の準備品等に要する経費を追加補正させていただくものでございます。
- 1 1 節役務費は、主に住所地外でワクチン接種した方の予診票を国保連合会が代行して、 住所地市町村に送付するための手数料を追加補正させていただくものでございます。
- 12節委託料は、主に業務委託料としまして、ワクチン接種事業業務に係るコールセンター業務、ウェブ予約業務及び集団接種会場運営業務に係る経費を追加補正させていただくものでございます。
- 13節使用料及び賃借料は、主に集団接種会場用の備品リースに要する経費を追加補正させていただくものでございます。
- 17節備品購入費は、ワクチンを冷蔵する薬用冷蔵庫を1台購入する経費を追加補正させていくものでございます。

以上で専決処分事項の承認を求めることについて(令和2年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第8号)について)の説明を終わります。

○議長(服部芙二夫君) 事務当局の詳細説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

承認第1号について、御質疑があります方は御発言ください。

- 〇8番(中川和子君) 議長、8番。
- 〇議長(服部芙二夫君) 8番議席、中川和子君。
- ○8番(中川和子君) まず、専決処分を行った日付ですが、承認第1号の最初のところは、今総務の課長からも言われたみたいに、2月10日、急施を要したためとありますが、中の専決処分書は2月8日になっておりますので、日付の確認を行いたいのと、それから、提案理由説明に今回の専決処分は地方自治法第179条第1項の規定によるとありまして、その内容は、皆さん御存じのように、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることと、それを普通地方公共団体の長が認めることとありますが、全員協議会の中で、本当に時間的に余裕がなかったのかを執行部にお伺いしたところ、事務費の分だけですのでという回答はいただいたんですが、本当に時間的余裕がなかったのかという私の問いに対しては答えがなかったように思ったので、答えていただきたいのと、予防接種体制の事務費については、12月議会最終日に追加議案として上程されて、全会一致で可決されています。今回も臨時議会を開くなり、3月議会例えば初日に即決をするというようなこともできたのではないかと考えますが、まずは、それからお願いします。
- 〇総務政策課長(小島裕紹君) 議長。
- 〇議長(服部芙二夫君) 小島総務政策課長。
- ○総務政策課長(小島裕紹君) 中川議員御指摘の最初のページです。 2月10日、急施を要したためと書いてありますが、これは2月8日の誤りでございます。おわびして訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。
- 〇福祉健康課長(松本 大君) 議長。
- 〇議長(服部芙二夫君) 松本福祉健康課長。
- **〇福祉健康課長(松本 大君)** まず、今回、専決処分に至った経緯を説明のほうをさせていただきます。

まず、12月議会で補正した内容につきましては、今回、接種券の準備を進める必要が あったということで、12月議会では、その事務費に付随するものを補正のほうをさせて いただきました。

今回、専決処分をする必要に至った経緯というのが、コールセンターとかウェブ予約を 開設するに当たって構築期間が必要だったということに伴うんですが、そもそも国のほう からの予算の枠組みというものが示されたのが2月に入ってからです。2月に入ってから 枠組みが示された中で、その後に、3月議会までの期間の間でコールセンターとかの委託 業務を発注しないことには、3月の中下旬から高齢者向けの今のところ接種券を発送する 想定をしておりますので、それまでにコールセンターやウェブ予約の開設が間に合わない ということもありましたので、今回、専決処分に至ったということで御理解いただきたい と思います。

- 〇8番(中川和子君) 議長、8番。
- 〇議長(服部芙二夫君) 中川和子君。
- **○8番(中川和子君)** 日付のことは本当にケアレスミスだと思いますので、今までも今回のことに限らずあることなので、そういうところは正確にお願いします。

それから、構築のことですとか、2月に来たことですとか、全協のときにもお伺いをしましたが、それでも臨時議会なり開くいとまがなかったのかというところはまだ、大変だということは伺っていますが、臨時議会なり開く、本当にスケジュールはなかったのかというところはお答えをいただいていないなと思って、残念ですが。

中身についてお聞きをいたします。

今回、業務に当たるということで、会計年度任用職員の報酬が上げられていますが、一応、今のスケジュールですと、多少ずれるかもしれませんが、予定としては4月から9月までとなっています。当初は派遣の方にお願いするということを会計年度職員でということに置き換えられたわけですが、実施期間が例えば半年とすると、後の半年はこの派遣職員の方の位置づけはどのように見たらよろしいのでしょうか。

それから、業務委託のところで、予防接種台帳システム改修業務に伴うというところで、 請負差金が450万円辺り出ているんですが、請負差金としては多額なのでは。最初の見 積りがどうだったのかなというのがあります。

それから、手数料ですが、手数料で国保連合会の代行手数料が上げられておりますが、 今回ここになぜ国保連合会が関わってくるのかを教えていただきたいと思います。

- 〇福祉健康課長(松本 大君) 議長。
- 〇議長(服部芙二夫君) 松本福祉健康課長。
- ○福祉健康課長(松本 大君) まず、会計年度任用職員につきましては1年単位という 形ですので、今回3年度の末までという形での雇用を取っております。ただ、実際にはコ ールセンター業務とかそういうのの今回国から示されている予算自体が9月30日までの 分ということで予算のほうは示されていますので、そこで実際の雇用期間との差は生じる んですが、9月末までの分として予算のほうは計上させていただいております。

それから、次に、電算の委託料の予防接種台帳のほうなんですが、12月の補正予算の 段階では、国から予防接種台帳のシステムの改修について明確な内容が示されていない中 で、今回予算のほうを計上させていただいておりました。実際に細かい明細が示された中 で、今回この請負差金が発生したということで、減額補正を併せてさせていただくという ことで御理解をいただきたいと思います。 国保連合会につきましては、町内の接種の方が見えた場合は直接予診票が町のほうに来るんですが、住所違いで予防接種をされる方もみえますので、こちらに関しましては、国保連合会が代行を請け負うということで国からも示されておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(服部芙二夫君) ほかに御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部美二夫君) 御質疑もないようですので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま上程しております承認第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(服部英二夫君) 御異議なしと認めます。したがって、承認第1号は委員会付託 を省略することに決定しました。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部芙二夫君) 討論者はないようですので、討論を終結します。

これより上程されております議案の採決に入ります。

日程第5、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて(令和2年度三重県 桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第8号)について)は、原案のとおり承認することに 賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

- ○議長(服部美二夫君) 起立全員です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。
- 日程第 6 議案第 1号 令和2年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第9号) について
- 日程第 7 議案第 2号 令和2年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正 予算(第3号)について
- 日程第 8 議案第 3号 令和2年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第3号)について
- 日程第 9 議案第 4号 令和2年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算 (第3号)について
- 日程第10 議案第 5号 令和2年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第11 議案第 6号 令和2年度三重県桑名郡木曽岬町農業集落排水事業特別会計

補正予算(第2号)について

- 日程第12 議案第 7号 令和2年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会計補 正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第 8号 令和2年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計補正予算(第 2号)について
- 日程第14 議案第 9号 木曽岬町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 木曽岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税 免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 木曽岬町立輪心乃里の設置及び管理に関する条例の全部を改 正する条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 木曽岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第14号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第15号 令和3年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算について
- 日程第21 議案第16号 令和3年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算 について
- 日程第22 議案第17号 令和3年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予 算について
- 日程第23 議案第18号 令和3年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第19号 令和3年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計予算につ いて
- 日程第25 議案第20号 令和3年度三重県桑名郡木曽岬町農業集落排水事業特別会計 予算について
- 日程第26 議案第21号 令和3年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会計予 算について
- 日程第27 議案第22号 令和3年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計予算について
- 日程第28 議案第23号 木曽岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の 制定について
- 〇議長(服部芙二夫君) 続きまして、日程第6、議案第1号、令和2年度三重県桑名郡 木曽岬町一般会計補正予算(第9号)についてから日程第28、議案第23号、木曽岬町 夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についてまで23議案を一括上程

し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

- ○議長(服部英二夫君) 会議議件名の朗読が終わりました。
 - ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。
- 〇町長(加藤 隆君) 議長。
- 〇議長(服部芙二夫君) 加藤町長。
- ○町長(加藤 隆君) それでは、ただいま上程を賜りました議案第1号から議案第23号までの23議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、日程6、議案第1号、令和2年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第9号)についてでございますが、このたびの補正は、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ 1億800万円を減額し、予算総額を41億8,000万円とするものでございます。

その補正の主な内容を申し上げますと、年度末を迎え、歳出の各科目にわたりコロナウイルス感染症の影響により事業を縮小または中止したことに伴う減額及び年度末を迎え、それぞれの事業で事業費の確定に伴う精査を行っているほか、総務費では、人件費の精査を行うとともに、ふるさと応援基金の返礼品に係る経費や各種基金への積立金を計上いたしております。

続く民生費では、国民健康保険、後期高齢、介護保険など、各特別会計の執行見込額の確定による繰出金の精査を行うとともに、扶助費において、それぞれの実績により不用となる額の減額を行い、衛生費では、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査実施に対する支援金やワクチン接種体制を確保するための経費を追加計上いたしました。

農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金を減額するとともに、事業費の補正に伴い、1月に追加交付を受けた県営湛水防除事業負担金を追加計上するとともに、農業集落排水事業特別会計繰出金の減額を行い、土木費では、国土強靱化緊急5か年の特別措置を受け、舗装修繕事業及び道路改良事業に関連する予算を追加計上するとともに、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額を行いました。

消防費では、桑名市への消防事務委託の委託料をはじめ消防団員の退職者が確定したことなどにより、それぞれの不用額を減額し、教育費では、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策の国庫補助事業として、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業費や、新たに寄附を受けたことによる基金への積立金の追加計上を行いました。

以上が歳出予算の主なものでございますが、これに対する歳入といたしまして、町税では、それぞれの税目で本年度収入見込額を精査して過不足を計上しているほか、国・県支出金では、それぞれの交付金額の確定見込みに伴う精査を行っております。

また、新たに新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ税収を補塡するために発行可能な減税補塡債や、湛水防除事業の事業費増加に伴う公共事業等債などの地方債の追加計

上も行っているものでございます。

次に、日程7、議案第2号、令和2年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補 正予算(第3号)についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額に歳入歳出そ れぞれ1,982万5,000円を増額し、予算総額を8億5,642万5,000円と するものでございます。

その補正の主な内容は、歳入では、保険料の精査及び県交付金の確定見込みにより増額 するものでございます。

歳出では、保険給付費の不足分の増額及び保健事業費の確定見込みに伴い精査するものでございます。

次に、日程8、議案第3号、令和2年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から歳入歳出それぞれ65万2,000円を減額し、予算総額を1億4,426万9,000円とするものでございます。

その補正の主な内容は、保険料及び広域連合納付金等が確定してまいりましたので、既 存予算をそれぞれ精査するものでございます。

次に、日程9、議案第4号、令和2年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から歳入歳出それぞれ500万円を減額し、予算総額を5億3,300万円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、歳入においては、介護保険料の本算定後において、被保 険者の変動による徴収見込額の補正、保険給付費及び地域支援事業費に係る国、県の支出 金及び支払基金の交付金の減額に伴い、繰入金などを精査するものでございます。

また、歳出においては、居宅介護サービスの通所介護、通所リハビリテーション、地域 密着型介護サービスの認知症対応型共同生活、施設介護サービスの特別養護老人ホームな どの実績及び地域包括支援センターの活動に関わる各種事業の精査により、予算の補正を お願いするものでございます。

次に、日程10、議案第5号、令和2年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計補正 予算(第1号)についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から歳入歳出2 0万円を減額し、予算総額を280万円とするもので、土地取得特別会計が所有していま す土地の維持管理費の精査と前年度繰越金の補正を行うものでございます。

次に、日程11、議案第6号、令和2年度三重県桑名郡木曽岬町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から歳入歳出それぞれ450万円を減額し、予算総額を6,850万円とするものでございます。

主な補正内容は、歳入については、下水道使用料の徴収見込額の増額、維持管理費の精 算に伴う一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

歳出では、各処理場の光熱費、汚泥運搬費用などの維持管理費を精査するものでござい

ます。

次に、日程12、議案第7号、令和2年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から歳入歳出それぞれ1,000万円を増額し、予算総額を3億2,500万円とするものでございます。

主な補正内容は、歳入においては、新規加入者に伴う新規加入者負担金の増及び国土強 靱化緊急5か年の特別措置を受け、国庫補助金と公共下水道事業債を追加し、一般会計か らの繰入金を減額するものでございます。

歳出では、光熱水費などの不用額を減額するとともに、マンホールの耐震化工事を新た に見込むものでございます。

次に、日程13、議案第8号、令和2年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計補正予算 (第2号) についてでございますが、このたびの補正は、今年度の当初の水道事業におけ る給水実績に基づき、収入の給水収益及び支出の受水費をそれぞれ増額するといった補正 を行うほか、各事業の精査を行うものでございます。

次に、日程14、議案第9号、木曽岬町犯罪被害者等支援条例の制定についてでございますが、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復、軽減及び生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者などを支える社会の形成を促進することを目的に、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、日程15、議案第10号、木曽岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律のうち、固定資産税の課税免除の対象施設に係る規定の前に1条を加える改正がなされたことにより、関係省令の名称に係る改正がありましたので、当該省令を記載する本条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程16、議案第11号、木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、譲渡所得に特別控除が創設されたこと、また、給与所得、公的年金の控除が引き下げられることなどにより、保険料の軽減判定に不利益を生じさせないため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程17、議案第12号、木曽岬町立輪心乃里の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてでございますが、町民が地域で安心して生活していくために福祉の向上などを目的として、輪心乃里の設置及び管理に関する条例の全部を改正するものでございます。

次に、日程18、議案第13号、木曽岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、介護保険法の規定に基づく第8期介護保険事業計画の策定に伴い、

令和3年度から3年間の介護保険料と文言等の整理について改正する必要があることから、 本条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程19、議案第14号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律などの規定に基づき、居宅基準などに関係する町条例を改正する必要があることから、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、日程20、議案第15号、令和3年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算についてでございますが、当初予算編成に当たっては、4月に町長及び町議会議員選挙を控えているため、骨格型の予算といたしました。政策的な経費は補正予算で対応することとなりますが、継続して行う事業や国、県との関連する事業などについては、円滑な事業の実施に支障がないよう、予算計上いたしました。令和3年度の予算総額は27億6,500万円で、前年度と比較して4億9,000万円、率にして15%の減額となっております。

それでは、第5次総合計画、後期基本計画に示された6つのまちづくり方針に沿って、 必要な事業の概要とその予算について説明をいたします。

まず、1つ目が「安全・安心な生活の場づくり」の安全な生活環境として、消防・防災対策の分野では、常備消防費に消防事務委託料など1億296万円を計上し、水防費では、令和2年度に開催が延期となった木曽三川連合総合水防演習に係る費用70万円を、また、災害対策費では、防災備蓄品や災害時の保存食などの購入費用330万円を計上しております。

防犯対策の分野では、令和元年度に整備した地域BWA通信網を活用した見守りサービスなどの運用経費を計上しております。

地域環境整備の分野では、定住化対策として、令和2年度に策定した木曽岬町空き家等対策計画に基づく空き家対策総合支援事業補助金200万円や地籍調査事業に係る委託料1,173万円を計上しているほか、桜並木保全・再生事業として、クビアカツヤカミキリの防除業務に係る費用1,128万円を計上しております。

環境共生の推進の分野では、畜犬管理事業で112万円、グリーンカーテン事業で17万円、家庭用新エネルギー等普及支援事業で50万円を計上し、また、公害対策費では、 騒音、振動、臭気の測定に係る委託料として、53万円を計上しております。

ごみ処理対策の分野では、一般ごみ、資源ごみ並びに有害ごみなどの回収、処理に要する塵芥処理委託料4,022万円や、ごみ処理施設の管理費及び建設費分担金5,459万円を計上しております。

火葬場整備の分野では、通常の運営経費のほか、火葬炉の修繕工事費として59万円を 計上しております。

次に、2つ目の「いきいきとした暮らしづくり」での健康づくりの推進の分野では、健

康相談や予防接種、妊婦、乳幼児への健診をはじめ特定不妊治療助成、がん検診委託料、 自殺予防事業など、保健衛生費に8,400万円を計上しております。

また、子育で支援の推進の分野では、児童手当などや子ども医療費助成、ファミリーサポート事業などを盛り込んだ事業措置費に9,067万円、こども園費に1億3,648万円、学童保育所運営費用に513万円を計上しております。

高齢者福祉の推進の分野では、健康づくりや介護予防の推進とともに、高齢者自らが安心した暮らしを実現できるよう、敬老会事業や老人ホーム措置費や指定介護予防事業など、老人福祉費全体で9,675万円を計上しております。

障がい者福祉の推進の分野では、障がい者自立支援の給付金や地域生活支援事業のほか、 障がい者医療助成金を盛り込んで1億3,616万円を計上しております。

地域福祉の推進の分野では、社会福祉協議会、福祉活動団体への事業支援や社会福祉施 設改修事業など、社会福祉総務費に2億86万円を計上しております。

次に、3つ目の「豊かな心を育む人づくり」としての学校教育の分野では、小学校費に 4,038万円、中学校費に3,310万円を計上しました。小中学校では、木曽岬町の 特色ある学校教育と学力向上を目指すトマッピー教育プランに沿った予算としているほか、 新たに感染症対策に要する経費を計上しております。

生涯学習の推進の分野では、講座の開設経費などを盛り込んだ公民館費に681万円、図書館の年間運営経費など図書館費として1,306万円を計上し、文化スポーツ振興の分野では、文化協会への活動支援費や青少年育成町民会議での活動事業、ホリデー教室や成人式の関係経費などを盛り込んだ社会教育総務費に968万円、町民体育祭や輪中駅伝、スポーツ講座及びスポーツ団体への活動支援などの保健体育総務費に1,200万円、スポーツ施設の保守管理費など保健体育施設費に1,670万円を計上しております。

次に、4つ目の「暮らしを支える生活基盤づくり」にある道路整備の分野では、道路の維持管理経費及び道路の新設改良費などの道路橋梁費に5,700万円を計上し、公園緑地の分野では、都市公園や児童公園の整備管理費などの公園費に1,002万円を計上しております。

公共交通の整備の分野では、自主運行バスの運行経費と車両の更新費を含めた自主運行 バス運行事業費に4,671万円を計上しております。

交通安全対策の分野では、啓発活動に要する経費として交通安全対策費に83万円計上するとともに、道路橋梁維持費において、交通安全施設の修繕及び整備に要する経費13 0万円を計上しております。

上下水道整備の分野では、上下水それぞれの事業別会計において所要の予算を計上して おりますが、下水道事業の健全化のため、総額で2億4,650万円を繰り出しています。

次に、5つ目の「活力を高める産業づくり」にある産業の農業・漁業振興の分野では、 農業振興対策、需給調整対策、農業基盤整備及び農業環境保全対策など農業振興対策に農 業費、農地費に合わせて1億7,211万円を、漁業振興対策では、水産業費に116万円を計上しております。

工業・商業振興の分野では、商工業の振興対策予算を計上し、観光・集客交流推進の分野では、町観光協会などにおける観光事業や観光資源の保全、広域観光交流事業の展開による木曽川上下流交流事業などに要する予算を計上しております。

次に、6つ目の「自立した地域と行政のまちづくり」として、協働によるまちづくりの 分野では、行政情報の提供に当たって、広報紙、ホームページ、ユーチューブ、配信メー ルなど、様々な媒体を活用して情報発信を行うとともに、各種自主的活動団体への補助金 や木曽岬町総合戦略に基づくまち・ひと・しごと創生事業に係る経費や区長会などに係る 経費を計上しております。

住民自治・コミュニティーの分野では、地域まちづくり推進事業交付金に要する予算を 計上し、人権施策の推進の分野では、人権啓発事業や人権教育の実施に要する経費をそれ ぞれの科目に計上しております。

行財サービスの向上の分野では、総合計画における実施計画の推進と人事管理の適正化などを図るとともに、職員のスキルアップにつながる研修などの経費を計上し、情報化の推進の分野では、情報セキュリティーの強化や安定したシステム運営を行うための維持管理経費のほか、地域BWAを活用した安全安心まちづくり事業に要する経費などを計上しております。

以上が主な歳出予算の概要でございます。

次に、歳入予算の概要を申し上げます。

町民税、固定資産税、軽自動車税など、町税全体では、法人町民税収入の減収や前年度の納税実績を踏まえ約8.4%減と見込み、8億6,308万円を計上しております。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金などにおいては、過去の交付実績から推計した 見込額を計上いたしております。

地方交付税においては、普通交付税を直近の4年間の交付実績から7億8,000万円、 特別交付税を令和2年度の実績から7,000万円、合計で8億5,000万円を計上し ております。

分担金、負担金及び使用料におきましては、特定の受益者負担や施設使用料などの見込額を計上しております。

また、国庫支出金、県支出金では、骨格型の予算であることから継続事業並びに確定事業のみを計上していることから、前年度に比べ8.7%の減となる2億8,888万円を計上しております。

次に、繰入金でございますが、基金繰入金として2億5,388万円を計上いたしております。この予算の不足財源として、財政調整基金から2億4,000万円、修学奨学金

の財源として、夢とふれあい教育基金から264万円、桜のクビアカツヤカミキリ防除業務の財源として、みえ森と緑の県民税市町交付金基金から861万円を計上したものでございます。

最後に、町債では、前年度対比42%減の1億2,080万円を計上しております。町 道舗装修繕工事の財源に充てる一般単独事業債と国の施策により減収を生じた経費を補塡 する臨時財政対策債のほか、避難路整備事業や基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業の 財源に充てる公共事業等債を借り入れる予算をいたしております。

以上が令和3年度一般会計予算の概要でございます。

次に、日程21、議案第16号、令和3年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額を8億2,000万円とするもので、前年度と比較し500万円の減額、率にして0.6%の減となってございます。

この主な要因は、国民健康保険事業費納付金が減額となったもので、これは前期高齢者の医療費に対し、保険者間で補塡し合う前期高齢者交付金が増額見込みとなったことによるものでございます。

なお、被保険者数については1,515人と見込み、前年度に比べ54人の減となって おりますが、1人当たりの医療費は伸びていることから、保険給付費では前年度より約1, 300万円の増額となっております。

次に、日程22、議案第17号、令和3年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額を1億4,200万円とするもので、前年度と比較し300万円の減額、率にして2%の減となっております。

この主な要因は納付金が減額となったもので、療養給付費負担金で124万円、保険料 負担金で180万円が前年度に比べそれぞれ減額となっております。

次に、日程23、議案第18号、令和3年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算についてでございますが、令和3年度予算は、予算総額を5億4,900万円とし、前年度当初予算から2,000万円の増、率にして3.7%の増額となっているものでございます。

歳入予算の主なものは、介護保険料について、高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料基準額の引上げ及び65歳以上の保険料の納付者であります第1号被保険者について5%の増額を見込み、前年度予算から693万2,000円を増額しております。

また、歳出の主なものは、75歳以上の高齢者数の伸びを過去の実績などにより見込み、 居宅介護及び施設介護サービス利用者の増加が予測されますので、保険給付費を前年度予 算から1,233万円を増額しました。保険給付費の増加に伴い、国、県の支出金及び支 払基金の交付並びに一般会計の繰入金により財源確保に努めております。

次に、日程24、議案第19号、令和3年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計予

算についてでございますが、予算の総額は前年度と同額の300万円となっており、歳出では、この会計が保有する土地の維持管理に要する経費を計上し、収入では、保有する土地の賃貸借によって生じる貸付収入額などを計上しております。

歳出の維持管理に要する経費の財源は町一般会計からの繰入金で補塡し、歳入の財産貸付収入は町一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、日程25、議案第20号、令和3年度三重県桑名郡木曽岬町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額は7,600万円で、前年度に比べ200万円、率にして2.7%の増額予算となっております。

歳入予算では、使用料金を前年度の実績から2,698万円と見込み、計上しております。

なお、この会計の財源不足を補う町一般会計からの繰入金は4,100万円となっており、歳入全体の約53.9%を占めますが、対前年と比較しますと460万円、約7.7ポイントの減となっております。

一方、歳出予算では、令和6年度から公営企業会計へ移行するため、資産整理、調査などの費用を計上し、維持管理費では、汚泥処理費をはじめとする定期的な管理業務の実績を勘案し、予算計上を行っております。

公債費の償還金は、償還ピークが過ぎ、前年度より586万8,000円減額の1,1 24万8,000円となり、歳出総額の約15%を占める状況となっております。

次に、日程26、議案第21号、令和3年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は3億600万円で、前年度に比べ600万円、率にして1.9%の減額予算となっております。

歳入予算では、使用料を前年度の実績などから5,006万円と見込み、施設の耐震化などに係る費用として、下水道債を2,740万円、国庫補助金を2,020万円計上するとともに、この会計の財源不足を補う町一般会計からの繰入金を2億550万円計上しております。繰入金は、歳入全体の約67%を占めております。

一方、歳出予算の施設費では、令和6年度から公営企業会計へ移行するための資産整理、調査などの費用を計上し、維持管理費では、管路清掃業務や汚泥処理費をはじめとする定例的な管理業務において、これまでの実績を勘案しながら予算計上するほか、処理場の耐震対策に係る関係事業などを計上しております。

また、地方債の償還金は前年度から6%減の1億4,367万円となり、歳出総額の約47%を占める状況となっております。

次に、日程27、議案第22号、令和3年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計予算についてでございますが、本年度の業務の予定量は、総配水量を近年の需要動向などから前年度より1%減の94万立方メートルを見込んでおり、これを1日平均に換算しますと、2,575立方メートルとなります。

主な内容を申し上げますと、収益的収支の収入予定額では、営業収益の大部分を占める 水道料金で前年度に比べ1%減を見込み、また、営業外収益では、木曽岬干拓地までの水 道施設整備に係る費用を三重県から受託し、総事業収益を5億8,316万円と予定し、 計上しております。

次に、支出予定額では、総事業費用を5億8,998万4,000円とし、事業費用の約2割を占める県水の受水費は、前年度に比べ0.4%減の1億2,507万円を、木曽岬干拓地までの水道施設整備工事を三重県企業庁への委託する費用として4億1,737万9,000円を計上しております。これ以外の支出予算は通常の維持管理経費の計上となっており、令和3年度予算における収益的収支は682万4,000円の赤字となる見込みでございます。

次に、資本的収支の収入予定額では、新規加入者8件分の負担金と干拓地内の受水場整備に係る費用5億3,752万8,000円を三重県から受託し、支出予定額では、同施設の整備工事を5億3,592万1,000円で三重県企業庁へ委託するほか、老朽管の更新工事費用などを計上しております。

次に、日程28、議案第23号、木曽岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する 条例の制定についてでございますが、このたび木曽岬町の教育振興に役立てていただきた いと多額の御寄附をいただきました。この御意向に沿うように、木曽岬町夢とふれあい教 育基金に積み立て、管理運用するための所要の改正を行うものでございます。

以上、上程を賜りました議案第1号から議案第23号までの23議案の提案理由説明と させていただきます。

なお、それぞれの議案の詳細につきましては、後ほどそれぞれ担当課長から説明させて いただきますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長(服部英二夫君) 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

ただいま上程しております議案について、総括質疑の事前通告を2月26日正午まで受け付けましたが、この間、通告者がございませんでしたので、このことを御報告し、総括 質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題としております日程第6、議案第1号から日程第28、議案第23号までの23議案を各常任委員会に付託することにしたいと思います。総務建設常任委員会に付託する議案は、議案第1号の一般会計補正予算のうちの所管部分、議案第5号から議案第10号、議案第15号の一般会計予算のうち所管部分、議案第19号から議案第23号までの13議案を、また、教育民生常任委員会に付託する議案は、議案第1号の一般会計補正予算のうち所管部分、議案第2号から議案第4号、議案第11号から議案第14号、議案第15号の一般会計予算のうち所管部分、議案第16号から議案第18号までの12議案をそれぞれの所管する委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(服部英二夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第23号 までの23議案はそれぞれの所管する常任委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第24号 木曽岬町道の路線認定について

○議長(服部芙二夫君) 次に、日程第29、議案第24号、木曽岬町道の路線認定についてを上程し、これを議題といたします。

ここで、加藤町長より提案理由説明を求めます。

- 〇町長(加藤 隆君) 議長。
- 〇議長(服部芙二夫君) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆君)** それでは、ただいま上程を賜りました日程29、議案第24号、 木曽岬町道の路線認定について提案理由を申し上げます。

木曽岬干拓地内の第3期・第4期分譲地内の道路につきまして、施工は県で行われますが、供用後、町に移管される予定であることから、この路線を新たに町道として認定する ものでございます。

なお、詳細につきましては、この後、担当課長から説明をさせていただきますので、よ ろしくお願いいたします。

○議長(服部芙二夫君) 加藤町長の提案理由説明が終わりました。 続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

- 〇建設課長(内山幸治君) 議長。
- 〇議長(服部芙二夫君) 内山建設課長。
- **〇建設課長(内山幸治君)** それでは、議案第24号、木曽岬町道の路線認定について御 説明させていただきます。

道路法第8条第2項の規定により、木曽岬町道の路線を別紙のとおり認定するものでございます。

下段、提案理由でございます。

木曽岬干拓地内の第3・第4期分譲に係る道路として、新たに計画路線を町道と認定し、今後、事業を進める必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

それでは、ページ、めくっていただきまして、今回新たに認定する路線の諸元を以下の表でお示ししてございます。

今回認定する路線は3路線でございます。路線番号273、新輪横断3号線、路線番号274、新輪横断4号線、路線番号275、新輪支線2号線でございます。

詳細につきましては、次ページの図面のほうを御覧ください。

まず、赤い路線でございます。これが路線番号273、新輪横断3号線でございます。 赤い丸が起点、矢印の方向に向かって終点のほうとございます。延長につきましては37 7.5メートルでございます。車道幅員3メートル、両側歩道のついている路線でござい ます。平均12.5メートルで、最大18.3メートルとなってございます。

次に、青い路線でございます。丸のところが起点、木曽川の方向に向かって終点となってございます。延長につきましては384.1メートルでございます。こちらも片側1車線の両側歩道の道路でございます。

次に、黄色い路線でございます。路線番号は275の新輪支線2号線でございます。延長210.5メートルでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長(服部英二夫君) 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第24号について、御質疑のあります方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部芙二夫君) 御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部美二夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部芙二夫君) 討論はないようですので、討論を終結します。

これより上程されております議案の採決に入ります。

日程第29、議案第24号、木曽岬町道の路線認定については、原案のとおり可決する ことに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(服部芙二夫君) ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第30 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(服部英二夫君) 次に、日程第30、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦に ついてを上程し、これを議題とします。

ここで、加藤町長に提案理由を求めます。

- 〇町長(加藤 隆君) 議長。
- 〇議長(服部芙二夫君) 加藤町長。

〇町長(加藤 隆君) それでは、ただいま上程を賜りました日程29、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の大橋光則氏が来る令和3年6月30日をもって任期満了を迎えることから、引き続き同氏を候補者として推薦しようとするものでございます。

大橋光則氏は、平成24年4月から人権擁護委員を務められ、現在3期目でございますが、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じておられ、人権擁護の理解が深く、引き続き積極的に人権擁護活動に従事していただける方でございますので、議員の皆様方の御同意をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、後ほど、所管課長から説明をさせていただきますので、十 分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(服部英二夫君) 加藤町長の提案理由説明が終わりました。 続いて、事務当局の詳細説明を求めます。
- 〇住民課長(伊藤正典君) 議長。
- 〇議長(服部芙二夫君) 伊藤住民課長。
- ○住民課長(伊藤正典君) 諮問第1号でございます。

人権擁護委員候補者の推薦について説明をさせていただきます。

木曽岬町人権擁護委員、大橋光則氏が令和3年6月30日付で任期満了となることから、 下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の 規定により、議会の意見を求めるものでございます。

候補者名等でございますが、住所、三重県桑名郡木曽岬町大字源緑輪中206番地、氏名、大橋光則、生年月日、昭和25年2月4日生まれ、71歳の方でございます。任期は、令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間でございます。

町長の提案理由にもありましたように、大橋光則氏は、平成24年4月より3期9年もの間、人権擁護委員として御活躍されており、引き続き積極的に人権擁護活動に従事していただける方でございますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長(服部芙二夫君) 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

諮問第1号について、御質疑があります方は御発言ください。

- 〇8番(中川和子君) 8番。
- 〇議長(服部芙二夫君) 8番議席、中川和子君。
- **〇8番(中川和子君)** 今、大橋氏は3期目ということですが、これは何期までとか、そういう決めはあるのかないのか。

それから、男女の構成比と、それから、年齢比はどうなっていますでしょうか。男女比の構成と年齢構成。

- 〇住民課長(伊藤正典君) 議長。
- 〇議長(服部芙二夫君) 伊藤住民課長。
- **○住民課長(伊藤正典君)** 先ほどの質問で、最初の何期までというのはあるかということですが、特にございません。取決めはありません。

あと、年齢構成でございますが、白木俊正さんは現在41歳です。もう一人の方は服部 清子さん、女性の方でございますが、65歳ということになってございます。

○議長(服部美二夫君) ほかに御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(服部美二夫君) 御質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入るわけでございますが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は人事に関することでございます。よって、討論を省略し、直ち に採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(服部芙二夫君) 御異議なしと認めます。

それでは、日程第30、諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦についてを採決します。 本件は原案のとおり適任者と認める者として答申することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(服部芙二夫君) ありがとうございます。起立全員です。したがって、諮問第1 号は原案のとおり適任者として認める者として答申することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

午前10時37分散会

○議長(服部芙二夫君) 議員の皆様方には慎重な御審議ありがとうございました。また 加藤町長をはじめ執行部の方々には大変御苦労さまでした。なお、一般質問日は3月12 日午前9時から再開されますので、御出席を賜りますようお願い申し上げます。皆様、大変御苦労さまでございました。